



HPはこちら

## 「自宅待機」の取り扱いをめぐり 経営側の回答が二転三転！

運用や勤務処理がバラバラなのは、本社が明快に説明できないから？！

東日本ユニオンは、7月31日に申第35号『自宅待機の新設』と『団体交渉のあり方』に関する申し入れの団体交渉を行いました。しかし、4月30日に開催した申第31号の団体交渉での回答と違い、経営側の回答が二転三転してしまいました。

申第38号「『勤務免除（自宅待機）』の不確定な取り扱いに対する申し入れ」を提出！

### <申し入れ項目>

1. 「勤務免除（自宅待機）」の拘束時間中に出勤させ、勤務についた場合の労働時間及び賃金の考え方を明らかにすること。
2. 「勤務免除（自宅待機）」の拘束時間中に呼び出しの連絡をし、所定拘束時間を終えたのちに出勤させ、勤務についた場合の労働時間及び賃金の考え方を明らかにすること。
3. 「勤務免除（自宅待機）」の拘束時間中に、Web 会議等を行った場合の労働時間及び賃金の考え方を明らかにすること。
4. 「勤務免除（自宅待機）」の拘束時間内に急遽呼び出し、勤務につき、「自宅待機」の拘束時間終了前に勤務が終わった場合の労働時間及び賃金の考え方を明らかにすること。
5. 乗務員で、短時間行路（枠外）に乗務し、欠在ができる「その他時間」を「自宅待機」にした場合の労働時間及び賃金の考え方を明らかにすること。
6. 「勤務免除（自宅待機）」の待機中に呼び出しの連絡をした場合の「勤務免除」をしている拘束時間の考え方を明らかにすること。
7. 「勤務免除（自宅待機）」の拘束時間内において、直ちに呼び出す場合は緊急呼出手当を支給するのか明らかにすること。
8. 「勤務免除（自宅待機）」は月間労働時間に積算するのか明らかにすること。
9. 「勤務免除（自宅待機）」は基礎労働日数としてカウントするのか明らかにすること。
10. 「勤務免除（自宅待機）」の取り扱いについて、各機関で運用、処理が正確に行われているかの実態把握を行っているのか明らかにすること。

曖昧な本社に対して **再申し入れ！**